

受付日	項目	意見の概要	担当所属	対応・取組み状況
H25. 1. 28	不要犬の引き取りについて	飼っている犬を不要犬に出したいが、役場で引き取ってもらえないか。	町民課	<p>町では、飼犬の引き取りは実施しておりませんが、鳥取県では有料で実施をしています。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>鳥取県では、ペットを死ぬまで飼うことが所有者の責務であることを前提とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、所有者から求められた犬または猫の引き取りを、有料で実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生後91日以上1頭又は1匹につき2,000円</li> <li>・生後90日以下1頭又は1匹につき400円</li> </ul>